

利根町における広報・広聴の仕組み

○広報

広報紙	毎月1回発行。
回覧	必要に応じて随時。
ホームページ	
SNS	Facebook, Twitter, Instagram
出前講座	あらかじめ用意した講座メニューの中から、学習したい内容を選んでもらい、町職員が町民の方の学習会や会合等に出向き、説明するサービス

○広聴

町長への手紙	広報紙に掲載（不定期）。直近では令和元年7月号に掲載。
ランチミーティング	町民の方々と町長が昼食をともにしながら、町政に関する様々なテーマを気軽に話し合う。
町政懇談会	平成30年度は10月28日に開催。
パブリックコメント	町の政策等の案について、町が最終的な意思決定をする前に、広く町民等に意見を求める制度。提出された意見等とその検討結果については公表される。
区長要望	区単位での意見、要望について、区長を通して町に伝える制度。
ホームページ	町のホームページから町政に対する問い合わせが可能。

ご回答できない事例

ご意見の内容などが、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

- 内容、趣旨が不明なもの
- 特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
- 営利を目的としていることが明らかなもの
- 公序良俗に反するもの
- 架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
- 町が担当する事務でないもの
- その他、町が不担当と認められたもの

「町長への手紙」の使い方

町長への手紙は、町民不届の便せん(簡便)とはなりません。

川紙をきちんと紙で切り離して「のりしろ」の部分を折りあげ、封入されたらご意見が内側になるよう「のり」を貼って貼り合わせてください。

必ず「切手」を貼ってください。

この便せんは、平成31年3月31日(日)まで使用できます。

キリトリ
のりしろ

題名

〒

ご住所

(ふりがな)

お名前

希望する 希望しない

電話番号 (日中連絡のとれる)

性別

年齢

※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

※回答の回答を 希望する 承諾しない 承諾しない

町全体の課題として共有していくため、役場1階「情報公開コーナー」で公開することを 承諾する 承諾しない

のりしろ

「町長への手紙」は、町民の皆さまの声を町政に伝えるための大切なツールです。

「町長への手紙」で、お悩みのことや、ご意見、ご要望を、お聞かせください。

町長への手紙は、町民の不届の便せん(簡便)とはなりません。川紙をきちんと紙で切り離して「のりしろ」の部分を折りあげ、封入されたらご意見が内側になるよう「のり」を貼って貼り合わせてください。

必ず「切手」を貼ってください。

この便せんは、平成31年3月31日(日)まで使用できます。

301-8790

利根町大字布川841番地1

利根町長 佐々木 喜章 行

(総務課 秘書広聴係扱い)

料金受取人私郵便

263

差出有効期間
平成31年3月
31日まで

(切手を貼らずにこの封筒を封かんしてください)



